別表六(十七)の表中「前事業年度等の終了の日における雇用者の数」を「適用年度開始の日の前日における雇用者の数」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「54の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「48の②」）」に改め、同表の記載要領第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　租税特別措置法第42条の12第１項に規定する適用年度開始の日の前日における同条第２項第２号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合 (3)/(2)」の(4)の欄は、記載を要しない。

別表六(十八)の表中「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、

震災特例法第17条の２第１項の表の各号の該当号
事業の内容及び認定地方公共団体の名称

を

復興産業集積区域若しくは復興居住区域又は避難解除区域の別
事業の内容及び認定地方公共団体の名称又は避難等指示が解除された日

に、

第　号	第　号	第　号	第　号	第　号

を

復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域

に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除）」の次に「又は第17条の２の２第２項若しくは第３項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同第三号中「の規定に」を「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第23条第２項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定に」に改める。

別表六(十九)を次のように改める。